

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22520716

研究課題名(和文) 清朝乾隆年間以前における蒙古例の総合的研究

研究課題名(英文) A General Research on the Mongolian Law before the QianLong Period in Qing Dynasty

研究代表者

萩原 守 (HAGIHARA, Mamoru)

神戸大学・国際文化学研究所・教授

研究者番号：20208424

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：中国国家図書館所蔵蒙文版「崇徳三年軍律」を、台湾所蔵の漢文版、河内良弘氏訳注『内国史院満文档案』中の満文版と比較すると、三者は後年の法典類に比して言語間対応にはらつきが見える。康熙六年法典では5行分の別の軍律が存在し、康熙三五年法典ではその5行分の軍律の後に「崇徳三年軍律」が入る。この軍律が蒙古例中に入ったのは康熙三五年以降である。康熙三五年法典中に理藩院の官僚たちが「崇徳三年軍律」導入の説明文を書き込んでいることから、康熙三五年法典の「完成度の低さ」もわかる。乾隆五四年法典では説明文が削除され、5行分の軍律も適切な別条文へ移されている。法典が整備されていく過程がここからわかった。

研究成果の概要(英文)：I compared the Mongolian version of Army Law established in third year of ChongDe held in Chinese National Library with the Chinese version held in Taiwan and the Manchu version in the Neiguoshiyuan Manwendanang translated by Prof.Kawachi. These three versions don't correspond necessarily like laws in later period.

Another army law of only five lines exist in the Mongolian Code of 6th year of KangXi. In the Mongolian Code of 35th year of KangXi, this army law of five lines and the Army Law of third year of ChongDe exist together. Because the officials of LiFanYuan explained the necessity of the latter in the code directly, this code doesn't look like a Chinese official code. But in the next Mongolian Code of 54th year of QianLong, the explanation was eliminated and the army law of five lines was moved to more appropriate article. We can understand the editorial process of Mongolian Codes from here.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中央ユーラシア史

1. 研究開始当初の背景

(1)中国の清王朝は、帝国内の諸民族を円滑に統治すべく、刑法中心の法典を民族別に編纂する意図を持っていた。その内の「蒙古例」と総称される法律群は八旗以外の盟旗制度下における一般モンゴル人を対象としており、従来、主として乾隆年間の法典『蒙古律例』と嘉慶年間以降の法典『理藩院則例』に関する研究のみがなされてきた。

(2)しかしながら近年、北京やウランバートル等で乾隆年間以前の時期の蒙古例関連法典が相次いで発見・紹介・出版されており、内外モンゴルと欧米とで既に研究が始まっている。ただ、それらは文献学レベルの研究にとどまっていた、法制史的研究はなおされていない。しかも、語学上の問題から内外モンゴルでの研究とドイツ・ロシアでの研究とがかみ合わないまま、全くすれ違いの状態にある。そこで私は、両者の研究をつなげつつ、文献学レベルを超えた法制史的研究に高めていくことこそが我々現代の日本人研究者に求められる役割であると考えた次第である。

2. 研究の目的

(1)満洲人王朝である清王朝は、初代皇帝のヌルハチの時からホルチンを初めとする東部内モンゴル諸勢力と同盟関係を結ぶことによって、強大な軍事力を保持してきた。特に乾隆年間以前の清朝前半期においてはモンゴル人王侯たちの持つ軍事力が相対的に大きかったため、戦闘行為を初めとする同盟・協力関係にあったモンゴル人に対する司法支配の実態を年代順に解明していくことは、清朝の持つ基本的な性格を検証することにつながる。

(2)そのために、清朝初期の蒙古例に関わる諸法典をまずは文献学的に細かく研究し、各条文の成立や変遷などの法制史的研究につなげていくことが必要となる。

3. 研究の方法

これまでに発見されている清朝初期の蒙古例に関連する諸法典を制定年代順に述べると、以下の通りである。

(1)まず、北京の中国国家図書館(旧称:北京図書館)に所蔵されている「崇徳三年軍律」と呼ばれるモンゴル文木版印刷による法規の冊子がある。この法規は、二代目の皇帝ホンタイジが、清朝入関以前の崇徳三(1638)年八月二日に、対明遠征に先立って八旗の兵士たちに対して述べた軍事上の訓示、すなわち「軍律」である。これに関しては、発見者である同図書館の申曉亭氏が1985年に中国語訳とともに紹介論文を発表しており、私萩原も1995年にローマ字転写・日本語訳とともに内容に立ち入った研究を発表してい

る。その主要な結論としては、この軍律が乾隆年間以降蒙古例の中に入って結果的に『蒙古律例』や『理藩院則例』に収録されるようになり、清末に至るまでその効力を持っていたと言うことである。すなわち、蒙古例の淵源の一つとして、八旗に対する法をあげることができるという証拠を提示した。

(2)次に、同じ北京の中国第一歴史档案館にて、康熙六(1667)年に出版されたモンゴル文木版印刷の蒙古例法典が同档案館職員の李保文氏によって1992年に発見され、2002年に中国語訳が発表された。2005年には影印テキスト、2006年には翻刻テキストも出版されている。李保文氏は内容に立ち入った研究はしていないが、2004年に達力扎布氏が、2011年に王長青氏が詳しい研究を発表している。

(3)最後に康熙三五(1696)年頃出版のモンゴル文木版印刷の蒙古例法典が1920年代頃にブリアート人研究者ツェウエーン・ジャムツァラーノ氏によって発見されていた。その後永らく所在が不明であったが、1982年にモンゴル国立図書館にて二木博史氏が再発見されると、1998年にホイシェルト氏がドイツ語訳を、同じ年にディリコフ氏がロシア語訳を、2004年に李保文氏と達力扎布氏が別々に中国語訳を発表された。この内、ホイシェルト氏と達力扎布氏による研究は、前後の法典と内容を比較するなど、ある程度法制史的な側面に立ち入った研究である。

以上のような合計3種類のモンゴル文法規・法典類が新たに発見・紹介されていて、内外モンゴルやドイツ、ロシアでも研究がなされている。しかしながら、いずれの研究も、通史的な法制史研究とはなっておらず、清朝初期の政治状況やその後の『蒙古律例』『理藩院則例』との関わりも、あまり検討されていない。そこで、私は現代日本人の持つ語学力を生かすことによって、ドイツやロシアでの研究成果と、内外モンゴルでの研究成果とをしっかりと視野に入れつつ、徹底した文献学的研究を進め、条文ごとの法制史的な研究につなげていこうと考えたのである。

4. 研究成果

(1)研究を予定していた計4年間の内、最初の2010、2011年は、比較的時間があったため、ほぼ当初の予定通りに研究を進めることが出来た。まず、中国国家図書館所蔵「崇徳三年軍律」が、八旗の兵士の民族構成から見て、満漢蒙の三言語で出版された可能性が高いことは既に1995年に私自身が指摘していたので、その後の2007年における台湾での史料調査で自ら入手した漢文版の軍律との比較を開始した。一方、満洲語版は結局発見できなかったが、河内良弘氏が訳注を発表された『内国史院満文檔案』の中に満文で表

記された全く同じ軍律そのものが発見できたため、それを利用して満漢蒙の三言語による軍律の比較研究を進めた。三者の訳文上の対応関係は、もちろん一致する内容であったが、後年の法典類に比べると、その対応にはややばらつきが見られることがわかった。そしてこの軍律が康熙六年の法典と康熙三五年頃の法典の中に収録されているかどうか、言い換えると、この軍律が蒙古例の中に入ったのがいつのことであったのか、という問題を検討した。以上の問題は 1995 年に私が発表した研究では想像することすらできなかった事柄である。

結論としては、康熙六年段階ではわずか 5 行分のみの簡略な別の軍律が蒙古例中に存在するのみであって、「崇徳三年軍律」はこの段階で全く蒙古例中に入っていないことが確認できた。さらに康熙三五年の法典を見ると、その 5 行分の簡略な別の軍律に続いて、「崇徳三年軍律」の文章がほぼそのまま収録されており、康熙三五年の段階で初めてこの軍律が蒙古例中に入ったことが確認できた。さらに康熙六年から存在した 5 行分の簡略な別の軍律も削除されていないことが確認できた。また大変おもしろいことに、康熙三五年法典中の 5 行分の軍律の後に、理藩院の官僚たちが「崇徳三年軍律」を導入した理由と見られる説明文を条文中に直接書き込んでいることがわかった。この説明文は、およそ官製の法典らしからぬ「制定説明用の地の文」であって、康熙三五年法典の「中国風の法典としての完成度の低さ」を示しているとも言える。最後に乾隆五四年の『蒙古律例』を確認すると、法典らしからぬその説明文はもちろん削除されていて、同時に、やや浮き気味であった 5 行分の簡略な軍律も、より適切な別の条文へと移されていることがわかった。ここから、乾隆五四年『蒙古律例』の持つ「中国風の法典としての完成度の高さ」がよく理解できた。法典が順々に整備されていくその過程までもが、ここから明らかになったのである。

以上の研究結果は、東京外国語大学の『アジア・アフリカ言語文化研究』81 に掲載することが出来た。ここまでは、予定通りの成果を確実にあげることができた。

(2) ところが、研究期間 4 年間の後半である 2012、2013 年には、全く想定外であった学内行政関連の全学的な仕事を担当せざるを得なくなり、残念ながら、研究時間は皆無となってしまった。断ることは絶対に出来ず、大学全体に関わる最も重要な時期と重なってしまったこともあって、研究どころか授業にも支障が出かねない状況となってしまった。かろうじて、李保文氏による康熙六年法典の中国語訳やディリコフ氏による康熙三五年法典のロシア語訳等を部分的に確認する程度のことしか、進めることができなかった。完全に想定外の事とは言え、極めて遺憾

に思っている。康熙六年法典と康熙三五年法典の新しい研究はほとんど達成することが出来なかったので、私自身の研究計画そのものも大幅に変更し、上記両法典の研究は、数年後に、改めて計画を立て直したいと考えている。その時には、是非とも、清朝初期の蒙古例全般に関する専門書出版を念頭に置きつつ研究計画を立てたいと思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

HAGIHARA Mamoru, "A Philological Reexamination of the "1638 (Chongde 3) Military Law" Held by the National Library of China : The Incorporation of Eight Banners' Law into Mongolian Law during the Qing Dynasty", *TRANSACTIONS OF THE INTERNATIONAL CONFERENCE OF EASTERN STUDIES* (国際東方学会議紀要) 査読無し、56 巻、2012、117

HAGIHARA Mamoru, "The Philological Reexamination of "Military Law in the third year (1638) of Chong De" Held in the National Library of China", *Summaries of Congress Papers, The 10th International Congress of Mongolists Being Convened under the Patronage of TS. Elbegdorji, President of Mongolia*, 査読無し、2011、196

萩原守、「中国・国家図書館所蔵「崇徳三年軍律」の文献学的再検討---八旗の法から清朝蒙古例への編入過程」、『アジア・アフリカ言語文化研究』査読有り、81 巻、2011、5-43

萩原守、「适用于清代蒙古也克沙畢之法律」(中国文)、『内蒙古師範大学学报哲学社会科学版』査読有り、2010-1 巻、2010、34-43

〔学会発表〕(計2件)

HAGIHARA Mamoru、 “ Хятадын улсын номын санд хадгалагдаж байгаа “ Дээд Эрдэмтийн 3-дугаар он(1638)ы

Цэргийн Цааз ” -ыг бичиг судлалын талаар дахиад шалгах нь---Манж чин улсын найман хошууны хууль цаазаас Монгол цаазын бичигт орох явц ”、於 Монゴル国ウランバートル市、第10回国際モンゴル学会議、2011年8月10日、モンゴル語で発表

HAGIHARA Mamoru、 “ The Philological Reexamination of the “ 1638 (Chong De 崇徳 3) Military Law ” Held by the National Library of China: The Incorporation of Eight Banners’s Law into Mongolian Law during the Qing Dynasty ”、第56回国際東方学会議第三部会「16~18世紀モンゴル語文献資料への探求」、2011年5月20日

〔図書〕(計2件)

柳澤明、萩原守他、『世界史史料4 東アジア・内陸アジア・東南アジア 10—18世紀』、岩波書店、2010、345-349

白石典之、萩原守他、『チンギス・カンの戒め---モンゴル草原と地球環境問題---』、同成社、2010、162-172

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

萩原 守 (HAGIHARA, Mamoru)
神戸大学・大学院国際文化科学研究科・教授
研究者番号：20208424

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：